

三鷹市議会議員

<平成19年10月>

あつみのりひさ

渥美典尚 活動報告



連絡先：〒181-0004 三鷹市新川4-24-7 あつみのりひさ と歩む会

電話：0422-48-6338 FAX：0422-44-9568

www.atsuminorihi.net an@atsumiya.co.jp

9月3日から10月1日まで、平成19年三鷹市議会第3回定例会が開催されました。この議会では通常の議会の他に、平成18年度の決算案を審査する決算審査特別委員会が組織され、歳入・歳出の審議が行われました。詳細は市議会HP、議会だよりを御覧下さい。

平成19年第3回定例会（9月議会）

にて2度目の一般質問をしました。

◆三鷹市議会9月議会にて6月議会に続いて2度目となる一般質問を行いました。質問内容概要と、市側答弁概要は以下の通りです。

『三鷹市のこれからの芸術文化施策について』
【質問】

三鷹市は緑と水が豊かな武蔵野の面影を色濃く残すまちであり、多くの文人や芸術家から愛され住まわれてきたまちである。

太宰治の生活を営んだ地として、また、ジブリ美術館が盛況を重ねるなど、芸術文化のまちとしてふさわしい評価を得ているものと思う。

財団法人三鷹市芸術文化振興財団も順調に機能し、独自企画の事業もすこぶる好評である。では、市が考える今後の芸術文化振興策の更なる一歩をどのように考えているか。

三鷹市では美術資料等の収集も進めており、平成17年時点での資料によると、市所蔵の美術品・文芸資料等の総数は1528点である。

市が美術資料等を購入するにあたり、1件500万円以上のものについては、「美術資料等選定検討委員会」という委員会にて購入が検討される決まりになっている。

また、500万円以上か未満かに関わらず、購入すると決めた美術品等の見立て方法はど

のようなものであるのか。職員に目利きの方はいるのか。あるいは、外部のアドバイザーを活用している場合、その方はどのような方なのか。「美術資料等選定検討委員会」のメンバーや、そこでの検討内容などと合わせて回答を。

さて、市が新規に入手した美術品がどのようなものなのか、なかなか市民には知りえないことが多いと思う。ゆえに、入手した美術品の写真や解説、そして入手に至った経緯を公表する事も重要ではないかと思うかいかが考えるか。

市の美術品等の公開は、約5年に1度開催されるという収蔵作品展の場でしかない。

また、その収蔵作品展といえども、一部の作品のみの公開になり、収蔵作品の一挙公開はまずありえないことと思われる。市民のための収蔵美術品であるから、それではもったいない。

そこで、三鷹市収蔵美術品のインターネット美術館の開設が早期に実現されるよう提案する。これは三鷹市第3次基本計画の中にも取り上げられているが、ICT先進都市三鷹としては、まさにふさわしい事業ではないか。他の自治体に先駆けて実現する事を強く望むものである。

【答弁】

芸術文化振興策の次の一歩としては、芸文財団の評価をしっかりと行い拠点性を高め、市民が行う芸術活動、芸術振興活動も支援し、そのための仕組みを作り上げ強化していくことが大切である。また、芸術を鑑賞してもらう事も重要であり、その面でも支援をしていく。

美術品等の購入は、「美術資料等の収集に関する基本指針」に則り、市内在住、あるいは、三鷹市ゆかりの作家のものを中心に収集している。収集は担当部課や芸文財団の学芸員、外部専門家などが検討する。また、「美術資料等選定検討委員会」の委員には、副市長、担当部

課長、外部の学識経験者などを予定しているが、清原市長就任後は一度も組織する機会がなく、いま現在に至っている。

新規入手の美術品公表については、昨年のように100点以上の寄贈を受けた場合、全品の公表は難しいが、今後積極的に公表していきたいと考える。市収蔵美術品展の開催回数を多くすることはなかなか難しいことである。開催する際にはより充実したものにしていきたい。

インターネット美術館に関しては、コストの面の他、掲載にあたっての著作権なども障壁になってくるので、早急な開設は難しい。が、そのような問題を研究しつつ、開設に向けた取り組みを行っていきたい。

◆早速、寄贈品が紹介されました。◆

質問後発行された「広報みたか9月16日号」にて、市民から日本刀の寄贈を受けたという情報が写真とともに掲載されました。

なお三鷹市では購入の他、寄贈というかたちで新規入手する美術品等が多くあります。市外からの寄贈もあり、三鷹市の芸術文化施策が多くの方に認知されている証でもあるでしょう。

◆.....◆ 第六中学校区 小中一貫校の

名称が決定しました。



来年度開校予定で、第六中学校・第一小学校・北野小学校の3校で取り組んで行く小中一貫校の学園名が決定しました。『東三鷹学園』です。由来は、三鷹市の東部地区であり、また、平仮名表記より格式高いイメージであるため漢字での表記になったとのことです。

三鷹市では今後、全市でコミュニティスクールを基盤とした小中一貫校を、21年度までに市内全校で展開していく予定です。

各学校においては、義務教育9年間を通した一貫カリキュラム（指導計画）のもとに、学習内容の確実な定着を図りながら、「地域（三鷹）学習」「英語活動」「IT学習」「生き方・進路指導」など、三鷹市の特色を生かした教育活動を取り入れ、一人ひとりの個性や能力を伸ばしつつ、子どもたちに確かな学力を定着させていきます。

手作り・簡易印刷チラシです。印刷品質はご容赦ください。

★なるほど三鷹の市政・行政★

◆「意見書」について

市議会では「意見書」の審議も行います。

「意見書」とは、地方公共団体の公益に関して、議会の意思を意見としてまとめた文書のことです。地方自治法第99条には、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と規定されており、具体的には、議員が発案して本会議にはかり、本会議でその可否を決め、市議会議長名で国会や関係機関などに提出します。

意見書の採決について（以下、私見含む）

・意見書には「件名」（タイトル）がありますが、「みたか議会だより」の審議結果には、この件名しか掲載されず、本文までは載りません。しかしながら意見書の内容を、「件名」のみで思い計ることは不可能なことがあります。件名に対して本文内容がそぐわないものや、件名とは逆説的な内容となっている場合もあります。その様な場合、例え誰もが賛成するような件名がついていたとしても賛成しかねることになります。・意見書案は通常、議会会期の初期に提出され、議会会期の最後に審議されますが、議会期間の約一ヶ月間で、意見書としての意味を持たなくなるものもあります。提出しようとしていた先が、その一ヶ月の間にほぼ解決してしまうことがあるからです。その場合「提出する必要がなくなった」という理由から反対するのが妥当な場合もあります。・また、議員や会派によっては、所属政党や、政府などの方針に沿うよう可否を決めることもあります。・いずれにしても「意見書」の採決には、時間をかけた調査と議論を重ねてその可否を示しております。・なお、「意見書」は提出先に対して強制力を持つものではありません。

総務委員会管外視察に参加 10月23～25日

- ・八戸市 地域SNS「はちみ一つ」
- ・宇都宮市 公共建築物長寿命化基本方針
- ・新潟市 コールセンター「こたえてコール」